

来年4月から2年間 飲食料品の消費税率1%

高市首相が党役員会で指示

自民党総裁である高市早苗首相は7月30日、同党の臨時役員会で令和9年4月から2年間限定で飲食料品の消費税率を1%に引き下げるとともに、同一%の範囲内で中低所得の現役労働者を対象とする「所得に連動したきめ細かな給付」を先行導入する方向で党内調整をするように指示した。社会保障国民会議で提示された議長案の内容と同様となる。あわせて、市場の信認を確保するため、特例公債に頼ることなく財源を必ず確保するとの考えも示した。8月上旬までに政府・与党としての方針を決定し、秋の臨時国会に必要な法案を提出する予定だ。

実質ゼロ化する給付の先行導入も

秋の臨時国会に法案提出へ

同日、高市首相が首相官邸で会見を行い、こうした内容を明らかにした。

前日29日に社会保障国民会議で11年度から「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入を組み合わせた内容の議長案を含む中間取りまとめが決定したことを踏まえたもの。国民会議では、議長案に対する賛同が導入までの2年間に限

同日、飲食料品に係る消費税率の引下げと中低所得の現役労働者を対象とする「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入を組み合わせた内容の議長案を含む中間取りまとめが決定したことを踏まえたもの。国民会議では、議長案に対する賛同が導入までの2年間に限

実質ゼロ化する議長案が最善の方法であると判断し、議長案の実現に向けて検討をするように指示。また、「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導入について、中間取りまとめに沿って11年度から確実に実現するようしっかりと検討を進めていきたいとの考えを示した。

議長案では、消費税率の引下げに際し、仕入税額控除の還付が受けれられない農業従事者等について、税率引下げの円滑な実施に支障が生じないように留意しつつ、「現場の納得感」のある対応を検討することが盛り込まれている。あわせて、税率が据え置かれる外食産業を含めて、その影響を見極めた上で、過去のさまざまな支援策を参考としながら、資金繰り支援等のための予算措置を検討するとしており、税率引下げの財源探しとともに、こうした内容の具体化作業も進めなくてはならない。

9年度から先行導入する「所得に連動したきめ細かな給付」についても対象者や具体的な給付額などを早急に詰める必要がある。

国税庁長官に青木氏

財務省が幹部人事を発表



財務省は7月31日、江島一彦国税庁長官の後任に、青木孝徳主税局長(写真)を起用するなどの同省関係の幹部人事を発表した。事務次官には宇波弘貴主計局長、主税局長には植松利夫大臣官房審議官が就く。近く5年主税局長。

青木孝徳(あおき・たかのり) 新国税庁長官の略歴 平成元年現財務省入省、6年税務署長、29年主計局総務課長、30年内閣官房内閣審議官、令和元年近畿財務局長、2年主計局次長、3年大臣官房審議官(主税局担当)、4年大臣官房長、5年主税局長。

国税庁のAI活用

KSK2導入で予測モデルの精度向上に

今年度中に独自の生成AI利用環境も構築

国税庁は7月27日、同庁ホームページで「国税庁におけるAIの活用」を公表した。

その中で、「課税・徴収事務の効率化・高度化に向けたAIの活用」と、「その他の業務の効率化に向けた生成AIの活用や納税者サービスにおける生成AIの活用イメージ」について説明している。

税務調査で活用している予測AIは、各税目等に関する活用している申告漏れのリスク判定以外にも、多様な観点に特化したさまざまな予測モデルを構築している。

例えば、「所得税申告の不正還付リスク判定」や「法人の不正申告のパターン判定」など、いくつかの予測モデルの判定結果を全国

する情報が増加することを踏まえ、構築してきた予測モデルの精度を向上させるなど、AI・データ活用による事務のさらなる高度化を図っていく方針だ。

他方、業務の効率化に向けた生成AIの活用については、デジタル庁が現在、政府職員が利用可能な生成AI利用環境としてガバナンスAI「源内(げんない)」を整備している。同庁では、調査・徴収事務で利用可能な安全な環境が必要であることから、デジタル

庁の「源内」を基に独自の生成AI利用環境を令和8年度中に構築し、業務利用を開始することとしている。

業務における生成AIの利用を通して、課税・徴収事務をはじめとした業務の効率化とともに、同庁は現在、生成AIを活用することで、納税者が税に関する情報にアクセスしやすい環境を整備できないか検討を進めている。

具体的には、シナリオ型のチャットボットではなく、同庁ホーム

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>
税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141 (代)
FAX 03 (3829) 4001
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

品川芳宣 著

▼A5判・340頁・定価3300円(税込)

評価通達における原則評価と例外評価

最高裁令和4年判決に端を発した各種の評価問題について、長年の経験と研究を基に、租税法主義の下における税務通達の法的性格や特殊性を明らかにし、「評価通達における原則評価と例外評価」の実態と問題点を論じる。また、現在議論が進められている「取引相場のない株式の評価の見直し」についても石を投じる。

松本好正 著

▼B5判・830頁・定価5060円(税込)

市街地周辺土地の評価Q&A

市街地農地や宅地化困難な市街地山林、地積規模の大きな宅地、利用価値の劣る宅地の評価や雑種地等の評価など、市街地周辺土地の評価について図表や判例を織り交ぜてQ&A形式で分かりやすく解説した土地評価に携わる実務家必携の解説書。好評を博した前版(R5.9月刊)以降、設問を大幅に増やすなど内容を刷新した2訂版。

橘 素子 著

▼A5判・590頁・定価4620円(税込)

改訂版 滞納処分と民事執行の実務

民事執行法と滞納処分に関する実務との関係を中心に、国税徴収法と民事執行法の双方の分野に深く関係がある滞納処分の理解の助となるよう、滞納処分と民事執行の実務について解説。前版(H30.9月刊)以降の改正等改正債権法の施行、租税徴収のための不動産公売における暴力団員等の買受防止措置の創設など)に対応。

井ノ上陽一 著

▼B6判・290頁・定価2530円(税込)

改訂版 ひとり税理士の仕事術

前版で、著者が税理士として独立しても人をあえて雇わない新しい生き方、「ひとり税理士」を提唱して10年以上が経ちました。今版では著者が変えていないこと、自身の変化やAIの進展といった時代の変化に伴い変えたことを踏まえ、「今」を記しています。前版と変わらぬ熱量で編まれ、今なお色褪せぬ新時代の税理士像を考えるためのヒントが凝縮された書。

品川芳宣 著

▼四六判・350頁・定価2750円(税込)

続・傍流の正論 税相を斬る

「週刊 税のしるべ」において令和6年7月から同8年2月の間に掲載された連載「傍流の正論・税相を斬る」を加筆修正、再編集したもの。税歴60余年の経験を踏まえて、租税に関して、トピックなテーマと理論と実務の対比等について、その論点と方向性について率直に論じている。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL 03 (3829) 4141 (代) FAX 03 (3829) 4001
「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル!
<https://www.zaikyo.or.jp>
【大蔵財務協会オフィシャルサイト】

法人の不動産購入後の株式の評価方法見直しへ

「3年しばり」に短いの声

8年度改正で個人の取得等は「5年」

国税庁は7月3日に開催した4回目の取引相場のない株式の評価に関する有識者会議で、現行の評価方法を濫用等した具体的なスキーム8事例を示した(7月13日号1面参照)。この中には、法人が貸付用不動産購入の3年経過後に株式を移転して評価額や税額を圧縮する事例が掲載されている。貸付用不動産の評価方法を巡っては、令和8年度与党税制改正大綱に、税制への信頼感を著しく棄損する租税回避への対応として個人が相続等の前に取得をした場合の見直しを9年から行う旨が盛り込まれているが、取引相場のない株式の評価の見直しの中で、事例に挙げられたような法人による購入後の株式の移転で新たな対策が検討される見込みとなった。

有識者会議で示され、貸付用不動産の取得価額と相続税評価額の差額の圧縮により、評価額0円として子へ贈与といった形となる。図のような事例により、評価額は5億4000万円減、税額は3億円減になるという。

財産評価基本通達185(純資産価額)で、純資産価額方式では評

価会社が課税時期前3年以内に取得した不動産

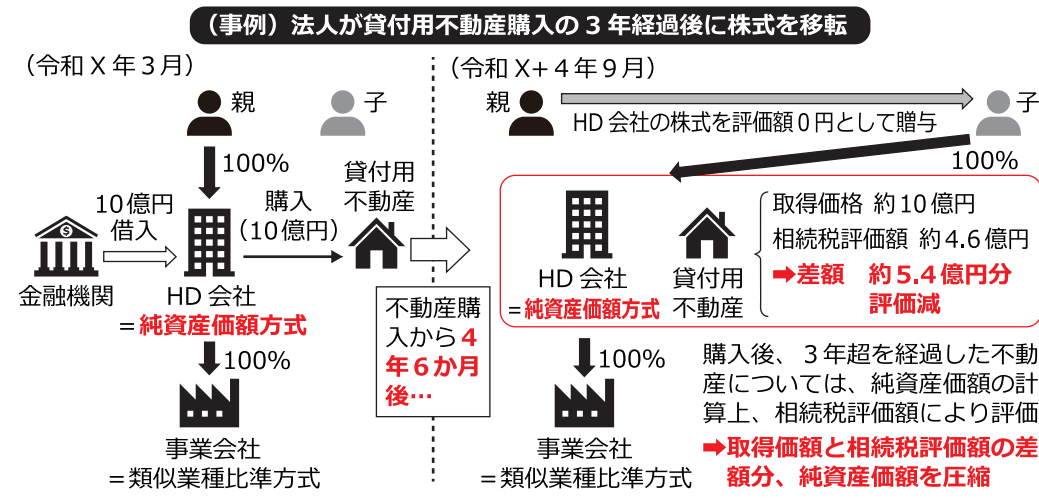
産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価することとしている。事例では3年超の4年6か月が経過しており、この「3年しばり」は適用されない。

「3年しばり」創設の経緯については、品川芳宣氏による本紙連載「続・傍流の正論」税相を斬る」の第44回「3年しばり」(令和7年6月2日号掲載)に詳しい。

政府は7月21日、骨太の方針2026を閣議決定した。AI・半導体をはじめとする戦略17分野に、民間企業の予見可能性を高めるため複数年度にわたる予算措置を講じるなど初の新措置が多く含まれている★2040年までの官民投資目標は370兆円超と大規模なものだが、多分野で他国に水をあけられている中、企業マインドを攻めの経営へ転換する狙いもあるのだろう。また、今回のサプライズは、ゲーム・アニメなどのコンテンツが戦略分野の一つとして明確に位置付けられた点だ★アジア通貨危機を契機に、韓国は国家戦略としてコンテンツ産業振興政策を展開し、韓国映画や音楽の世界的な隆盛につながった。官民投資を通じて各戦略分野が育ち、経済成長に伴う税収の自然増という好循環の実現につながることを期待している。(A)



「被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における不動産の評価方法の見直しに相当する効果をする金額によって評価すること」が盛り込まれ、今後の通達改正を経て9年1月から適用される予定となっている。



等にあった」という。その上で、現在のような超低金利の時代にあつては、3年という期間では短すぎるという声があることを紹介している。

これに対し、現在、個人の取得等に「3年しばり」のようなものは存在しない。ただ、8年度税制改正大綱に

副首都法が成立

各種税制の措置を予定

特別国会が7月25日に閉会した。同国会では国税、地方税の税制立法である「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る法律」、いわゆる副首都法も成立した。

このうち、副首都法には税制関連の内容が盛り込まれており、同法8条は政府に副首都の整備等のために必要な法制上、財政上、税制上の措置等を講じることを求めている。

また、13条では、首都中枢機能代替地域

(大規模災害発生時などに副首都以外で首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域)の機能発揮に向けて、国が民間の事業所等の政府中枢機能代替地域への移転等に係る投資の促進に必要な税制上の措置を講じる、19条

に伴う熊本県(試験会

内)の税務署等で一部閉

知している。

暑中お見舞い申し上げます

(順不同)

渡邊定義 税理士事務所
天池&パートナーズ 税理士事務所
田作有司郎 税理士事務所
平岡 良 税理士事務所
川野 徹 税理士事務所
木崎弘之 税理士事務所
〒102-0083
東京都千代田区麹町5-2-1
K-WINGビル 6F

税理士法人 K・T・TWO
公認会計士 佐藤 敏郎
〒212-0013
神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇番地
ソリッドスクエア西館五階W五〇三
電話 〇四四・二〇一・六五六五
FAX 〇四四・二〇一・六八七五

税理士法人 小城会計事務所
代表社員 小城 公明
〒078-8348
北海道旭川市東光八条一丁目一一
電話 〇一六六・三一一・二三三三
FAX 〇一六六・三四一・七〇一一

税理士法人 さくら優和パートナーズ
代表社員 税理士 岡野 訓
熊本本部
〒860-0051
熊本市西区二本木四九四五 優和ビル
電話 〇九六・二九七・一〇一一

博多セントラル
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前二一九・二二
KFG福岡ビル四階
電話 〇九二・五七七・九九五八

災害危険区域等外の判定方法を示す

自動車車庫等に係る部分除く

住宅ローン控除の立地要件

令和8年度税制改正では、住宅ローン控除において、立地要件として、入居日が令和10年以降の場合、災害レッドゾーン（災害危険区域等）の新築住宅は適用対象外とされた。ただし、建築確認時において、居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあった場合、同控除は適用可能とされている。7月3日に公表された租税特別措置法通達では、当該居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあるかどうかの判定方法が示されており、判定する建築面積に係る部分から自動車車庫、倉庫等の附属建築物に係る部分を除くとしている。

8年度改正では、個人（居住用家屋等）を10人が、災害危険区域等これらの家屋で建築後使用されたことのないもの取得をした場合には、住宅ローン控除の適用ができないこの新築（特定建替えを

とされた。これらの家屋の一部が災害危険区域等内にある場合も含まれる。ただし、その居住用家屋等に係る建築確認を受けた時に、その居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあった場合は、住宅ローン控除の適用ができることとされた。

災害危険区域等とは、災害危険区域（都市再生特別措置法に基

づく勧告に従わないものとして公表の対象となった場合に限り）、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域をいう。

通達では、措置法第41条第26項ただし書に規定する居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあるかどうかの判定については、同項の建築確認を受けた時に、同項に規定する居住用家屋等の建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積に係る部分（当該居住用家屋等に含まれない自動車車庫、倉庫等の附属建築物に係る部分）を除くこととされた。

旧氏使用でも手続 国税庁が対応を明確化

国税庁はこのほど、国税庁における旧氏使用の対応を公表した。納税者等が国税関係法令等に基づき税務書類

を提出する際に、当該税務書類に旧氏の使用を希望する者については、旧氏で氏名を記載した場合でも受付等の手続を行っているとした。

政府は、令和8年3月13日に閣議決定した第6次男女共同参画基本計画において「婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることのないよう、（中略）旧氏使用の更なる拡大やその周知に取組む」こととしており、今回の公表は、これまでの国税庁の対応について明確化する

ものとしている。なお、旧氏とは、過去の戸籍上の氏であり、住民基本台帳法施行令第30条の13の規定により住民票に記載されている旧氏をいう。また、確定申告書の提出など、マイナンバーを記載する手続においては「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」上の本人確認を行う必要があるため、本人確認の際には、マイナンバーカード等の旧氏が併記された本人確認書類の提示、または、当該本人確認書類の写しの添付により、戸籍上の氏と旧氏を確認している。

また、確定申告書の提出など、マイナンバーを記載する手続においては「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」上の本人確認を行う必要があるため、本人確認の際には、マイナンバーカード等の旧氏が併記された本人確認書類の提示、または、当該本人確認書類の写しの添付により、戸籍上の氏と旧氏を確認している。

子育て世帯へ控除拡充恒久化を

生保協会 9年度税制改正で要望

一般社団法人生命保険協会（会長＝隅野俊亮第一生命保険社長）はこのほど、令和9年度税制改正に関する要望を公表した。

同協会は重点要望項目として、「子育て世帯に対する生命保険料控除拡充の恒久化」を要望。子育て世帯が将来に向けて安定的に保障を継続できる環境を整備する観点から、8・9年分所得税において時限措置として講じ

られている「23歳未満の扶養親族がいる場合の一般生命保険料控除の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長することや、企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること、事務負担が増大する「退職所得の特別徴収票」の月次の市町村長宛提出について年次での提出を可能

とすることなどを要望。また、国際課税ルールに従った国内法制化およびその施行にあたっては、対象企業の事務負担や諸外国の税制・運用実態等を踏まえ、日本の生命保険会社およびその保険グループの事業活動が阻害されることのないよう、所要の措置を講ずることを要望している。

消費減税の際の負担減求める

日商が中小企業等施策で要望

日本商工会議所（小・中・大・地域活性化施策に林健会頭）はこのほど、関する要望」を取りまとめた。このう

ちの税制面では、新たな制度を導入する際は中小企業の負担に配慮した制度設計が求められるなどとして、生産性向上を阻害する納税事務負担等の徹底的な削減などを求めている。

特に、現在議論されている飲食料品に係る消費税減税については、中小企業・小規模事業者の価格転嫁を阻害するほか、BtoCの現場における事務負担増・混乱（レジの改修や価格表示の変更等）、経理事務の複雑化、外食産業の売上減、飲食料品を扱う業種における資金繰りの悪化

など、中小企業・小規模事業者の経営に大きな影響を与えることから、慎重に検討すべきとしている。そして、仮に減税を実施する場合は、短期間に2度税率が変更されることも踏まえ、中小・小規模事業者の負担軽減に向けた支援策を講ずることを求めている。

具体的には、価格転嫁の徹底（一般消費者に対する理解促進、適正価格の設定支援、取引適正化）、レジシステム・その他関連システムの改修費用の補助、資金繰り悪化に伴う特別貸付制度の創

暑中お見舞い申し上げます



(順不同)

税理士 國武 久幸
不動産鑑定士
〒111-0015 東京都台東区東上野一丁目三丁目 第二横井ビル三階 木村会計事務所内

國武 税理士事務所

株式会社國武不動産鑑定
〒131-0031 東京都墨田区墨田三丁目四三番五 七〇一五号室
電話 〇九〇-一六二二一九九九

樽敏朗 税理士事務所

税理士 樽 敏朗
〒951-8068 新潟市中央区上大川前通六一二八〇一 一 トーカンマンション 榎谷小路三〇一
電話 〇二五-二三四-五四七五
FAX 〇二五-二三三-一五五三

税理士法人練馬総合会計

税理士 黒坂 昭一
〒178-0063 東京都練馬区東大泉四丁目二六番一 金子ビル二階

電話 〇三-三八六七-六六二二
FAX 〇三-五三八七-〇四六〇

ディーエムソリューションズ株式会社

DM発送ならお任せ

會澤 淳一
〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山一丁目二 三 クリスタルパークビル二階
電話 〇四二-二五七-三九一五
FAX 〇四二-二五七-三九二四

理想科学工業株式会社

東京第二営業所

営業所長 川口 聡一
〒162-0812 東京都新宿区西五軒町十三番 一 住友不動産飯田橋ビル三三三号館 五階
電話 〇三-五九四六-八四三六
FAX 〇三-五九四六-八四三九



普通交付税の不交付団体は87

8年度 リーマンショック後で最多

総務省は7月24日、令和8年度の普通交付税の交付額等を決定した。それによると、8年度の不交付団体は都道府県が前年同様に東京都のみ、市町村は前年から2増の86市町村だった。都道府県、市町村の不交付団体数の合計87団体は、いわゆるリーマンショック後の平成22年度以降、最多となる。ただ、リーマンショック前の20年度は同141団体だったので、以前の水準には大きく及ばない。

普通交付税の総額は、障するため、本来は地方の税収とすべきところを国が国税として徴収し、一定の基準によって再配分している。所得税と法人税の33・1%、酒税の50%、消費税の19・5%、地方

地方交付税は地方団体の間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保

なお、社会保障国民会議で令和9年4月からの消費税率引下げが議論されているが、総務省の試算によると、同会議で示された議長案に基づき、仮に飲食

最低賃金 平均55円引上げ

厚生労働省の審議会が目安示す

厚生労働省の中央最低賃金審議会は7月28日、令和8年度の地域別最低賃金額改定の目

今回、取りまとめたのは中央が示す目安であり、今後は各地域の最低賃金審議会が

昭和53年度に目安制度が始まって以降、過去最高の引上げ額だった7年度の水準は下回ったものの、過去2番目

公表著書・論文からは、研究者の部2点及び税理士の部1点の奨励賞を表彰した。

「日本税理士会連合会・金子宏賞」では、我が国の租税制度に係る研究に貢献し、申告

会・金子宏賞」では、我が国の租税制度に係る研究に貢献し、申告

会・金子宏賞」では、我が国の租税制度に係る研究に貢献し、申告

会・金子宏賞」では、我が国の租税制度に係る研究に貢献し、申告

会・金子宏賞」では、我が国の租税制度に係る研究に貢献し、申告

会・金子宏賞」では、我が国の租税制度に係る研究に貢献し、申告

地域ごとにAランク（6都府県）、Bラン

は時給1176円となる。中央が示した

分かれており、Aランクは54円、BとCランクは各56円だった。仮

7月21日に閣議決定された規制改革実施計画には、パブコメの内

法務省は7月24日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関

期は、令和8年12月予定となっている。パブ

法務省は7月24日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関

期は、令和8年12月予定となっている。パブ

法務省は7月24日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関

期は、令和8年12月予定となっている。パブ

法務省は7月24日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関

期は、令和8年12月予定となっている。パブ

法務省は7月24日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関

期は、令和8年12月予定となっている。パブ

法務省は7月24日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関

期は、令和8年12月予定となっている。パブ

法務省は7月24日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関

期は、令和8年12月予定となっている。パブ

法務省は7月24日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関

期は、令和8年12月予定となっている。パブ

法務省は7月24日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関

期は、令和8年12月予定となっている。パブ

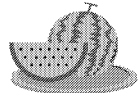
法務省は7月24日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関

期は、令和8年12月予定となっている。パブ

法務省は7月24日、商業登記規則等の一部を改正する省令案に関

期は、令和8年12月予定となっている。パブ

暑中お見舞い申し上げます



(順不同)

TONICHI

最高の品質と最高のサービス

東日印刷(株)代表取締役社長

西川光昭

TEL 03-5100-044
東京都江東区越中島2-1-30
電話 03-3820-0551



鯉城印刷株式会社

代表取締役 堀 貴雄

〒730-0805 広島県広島市中区十日市町二一八二
電話 〇八二二二二二二八二四七代
FAX 〇八二二二二二二八二四九
HP http://www.rjio.co.jp

—ここ一番 輝いて☆—

株式会社 福田印刷

本社/〒800-0037 北九州市門司区原町別院3-5
TEL (093) 371-3231
FAX (093) 371-5735
E-mail jf@jf1.co.jp
URL https://www.jf1.co.jp

NJC日本印刷株式会社

代表取締役社長 熊谷聖一

〒170-0013 東京都豊島区東池袋四一四二二四
TEL 〇三三三九一八六〇代表
FAX 〇三三三九一八六〇代表
URL https://www.npc-tyo.co.jp/

続

傍流の正論

税相を斬る

■ 弁護士・税理士 品川 芳宣

101

国税庁が、財産評価基本通達の抜本的改正を行うため、去る4月20日、有識者会議(第1回)を開催した。これは、一昨年の会計検査院報告(本稿37回参照)に対処するものであるが、秋には改正方向が固まり、その改正案が、暮れの税制改正大綱の一つの柱になるものと考えられる(そのことの問題は、本稿79回参照)。そのため、各誌(紙)とも、その観測記事を掲載するようになった。

そこで、そもそも、「財産の評価」とは何かについて、基本的な問題を考察しつつ、取引相場のない株式の評価の見直しの方角を探り、その問題点を論じることとする。まず、評価の対象となる「物の価値」とは何か? 人がものを所有している場合に、その物の価値をどのように評価(測定)すべきかについては、次の三つの価値に基づいてことになる。

- ① 客観的価値(客観的交換価値)
- ② 主観的価値(主体的価値)
- ③ 使用価値

①の客観的価値については、人が物を所有している場合に、その物の金銭的価値に着目しているのであれば、その物の価値はその金銭価値によって評価(測定)することになる。その場合には、その物は誰が所有していると同じ金銭価値によって評価されるであろうし、その金銭価値は、通常、市場における取引価値によって評価されることになる。

このような客観的価値については、各税法をはじめ各種の法制度の下で基本的に想定されているところである。すなわち、相続税法上の「時価」(相法22)、所得税法及び法人税法上の「その時の価額」(所法59、法法22の2等)の意義については、一般的に「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」すなわち客観的交換価値(客観的交換価額)であると解されている。

しかし、このような客観的交換価値は、全て

の財産(資産)について常に成立するわけではない。その代表的な例が、非上場株式である。非上場株式は、通常、取引市場が成立していないから、客観的交換価値を想定するにしてもそれが困難である。また、そればかりではなく、その株式を所有している者の当該株式に対する価値観によっても異なることがある。

また、②の主観的価値については、親の形見のようにそれを所有している人の価値によって抽象的に評価されるものであって、市場において金銭価値によって評価されるものではない。もっとも、その物が市場等において金銭価値によって客観的に評価されるものであっても、それを所有している人の置かれた状態又は所有目的等によって、客観的価値とは異なった評価が行われることがある。

例えば、人が非上場株式をその発行会社を支配するのではなく、配当を受領することを目的として所有している場合である。これも、一種の主観的価値であり、税法上の評価にも影響することになる。

そのほか、特に、企業会計の分野において、③の使用価値という概念がある。平成14年に改正された「固定資産の減損に係る会計基準」では、使用価値の概念について、次のように説明している。

「この場合、企業は、資産又は資産グループに対する投資を売却と使用のいずれかの手段によって回収するため、売却による回収額である正味売却額(資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額)と、使用による回収額である使用価値(資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来のキャッシュ・フローの現在価値)のいずれか高い金額が固定資産の回収可能額となる。」

このように、物の価値には、三つの概念があるが、各税法において最も問題となるのが客観的価値である。この場合、問題となるのが、全ての財産及び資産が金銭的価値によって同等に評価できるわけではない。そのことは、少数株主が所有する株式について前述した。そして、金銭的価値によって評価額が大きく異なることになる。そこで、次に、評価方法について論じることとする。

不良債権に係る税務上の取扱いの再確認

■ 税理士 東辻 淳次

5

今回は、「回収不能の場合の貸倒れ(基通9-6-2)」から説明を再開します。

2 基通9-6-2(回収不能の場合の貸倒れ)

この通達による取扱いを簡記すれば、次のようになります。

債務者の資産状況、支払能力等からみて、金銭債権の全額が回収できないことが明らかとなった場合に、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる(損金算入が認められる。)

ただし、担保物がある場合には処分後に、保証債務がある場合には履行後に、貸倒れの対象となる。

前回説明した債務免除を行った場合の貸倒損失(基通9-6-1(4))は、金銭債権の一部であっても貸倒損失を計上できるものでしたが、この取扱いは、全額が回収不能である場合にのみ貸倒れの計上が認められるものです。

つまり、債務免除を行って法律上の債権が消滅している場合と異なり、法律上は債権が消滅まではしていなくとも、実質的に「全額が回収できない」とときには貸倒損失を計上できることとなるということです。

したがって、担保物がある場合や保証債務がある場合には、担

保物の処分後や保証債務の履行後でなければ、「全額が回収できない」とはいえず、損金経理ができないとされています。

ただし、担保物がある場合において、その処分に時間を要する場合には、金銭債権の額から担保物の処分見込額を除いた金額について、既に説明した個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の計上が認められます(基通11-2-8(1))。

なお、「金銭債権の全額が回収できないことが明らかになった」かどうかは、「債務者の資産状況、支払能力等からみて」判断することになりますが、例えば、債務者の行方不明の場合など、その資産状況や支払能力を把握することは困難な場合も多く、そのような場合にはこの通達による損金経理(貸倒損失の計上)のハードルは高くなってしまいます。

また、この通達に係る取扱いは、破産などの事実が生じたため回収ができないときに、これを適用できることとされていますが、破産などの事実が生じれば、そのことだけをもって損金経理ができる訳ではありません。破産などの事実が生じた場合において、債務者の資産状況や支払能力等をみて、金銭債権の全額が回収できないことが明らかになった場合でないと損金経理(損金算入)ができることとなりますのでご注意ください。

そのほか、税務調査を受けた際に、この取扱いにより損金経理(貸倒損失の計上)をしておきながら疎明資料が整っていないような場合には、問題点として指摘されるケースも多いようです。

特に、この取扱いにより貸倒損失を計上しておきながら、債務者に対して請求を継続しているような場合には、税務リスクが更に高まることとなるでしょう。

回収不能の場合の貸倒れ

暑中お見舞い申し上げます

(順不同)

三松堂株式会社

代表取締役社長

江 曾 政 英

〒101-0065 東京都千代田区西神田三二二-1 住友不動産千代田ファーストビル南館十四階

電 話 〇三-六八二三-五三六四
FAX 〇三-五二一〇-九一八一

株式会社恵友社

代表取締役

道 具 彰 信

〒113-0033 東京都文京区本郷一-三五-二七

電 話 〇三-五六八九-六五三三
FAX 〇三-五八四〇-七六七七

株式会社秀明社

代表取締役社長

深 田 隆 行

〒160-0022 東京都新宿区新宿二五-十五 小菅ビル五〇三

電 話 〇三-三三五四-一九〇〇(代)
FAX 〇三-三三五四-一八〇五

株式会社孔栄社

取締役相談役

佐 藤 克 行

〒980-0822 宮城県仙台市青葉区立町一六-一三

電 話 〇二-二六二-四五四五
FAX 〇二-二六-四一七六

裁決事例集

296

裁決のポイント

国税徴収法39条の第二次納税義務に規定する「受けた利益」の額の算定に当たっては、公売財産の評価に準じて算定するのが相当であるとした事例。

原処分庁が、滞納者から不動産の贈与を受けた審査請求人に第二次納税義務の納付告知処分を行ったところ、請求人が贈与により受けた利益の限度は固定資産税評価額から算出される実勢価格等であるなどとして原処分庁の取消しを求めた。これに対し、国税不服審判所は同贈与による受けた利益の額の算定に当たり、請求人と原処分庁との間で10倍以上の開差があることから、公売財産の評価に準じて算定するのが相当であるとし、審判所における不動産鑑定評価による認定額を参考判断し、原処分庁の主張額は同鑑定評価による金額の範囲内にあるとして取り消すべき部分はないとする裁決を下した(令和7年10月23日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人は本件滞納者の長男。原処分庁は、国税通則法43条3項の規定に基づき、A税務署から徴収の引継ぎを受け、平成10年5月27日付で本件滞納者に徴収の引受通知書を送付した。

本件滞納者は14年4月9日、本件滞納者が所有する複数の土地(本件各土地)を請求人に贈与した(本件贈与)。このうちの一部は同年16日付で、残りは同年5月2日付で、贈与を原因として所有者を請求人とする所有権移転登記がされた。

請求人は、本件滞納者から本件各土地を贈与により取得したとして、A税務署にその財産の価額の合計額と納付すべき

編集部編

原処分庁の主張額は審判所依頼の鑑定評価額の範囲内、処分は適法

贈与税の額を記載した14年分贈与税の申告書を法定申告期限までに提出した。なお、請求人は本件各土地につき、本件贈与時の現況から、それらの各地目を田として、財産評価基本通達36および同37に定める純農地に係る倍率方式を適用して評価額を算定している。

また、請求人は同申告書に租税特別措置法70条の4(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除)20項に規定する「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」等を添付し、贈与税の納税を猶予された。

国税を滞納していた本件滞納者は令和4年11月に死亡した。本件滞納者の法定相続人全員が相続の放棄をしたため、本件滞納者の相続財産については民法951条の規定により相続財産法人が成立し、本件滞納国税の納付義務は通則法5条(相続による国税の納付義務の承継)1項の規定に基づき、本件相続財産法人に承継された。

A税務署は本件滞納者が死亡したことにより、措置法70条の4第34項の規定に基づき、納税を猶予していた請求人の贈与税を免除した。

原処分庁は、本件贈与が国税徴収法39条に規定する無償譲渡等の処分に該当するとして、請求人に対して6年6月27日付で、同法32条(第二次納税義務の通則)1項の規定に基づき、本件滞納国税に係る第二次納税義務の納付告知処分をした。

争点は、請求人が本件贈与により「受けた利益」(徴収法39条1項)の額はいくらか。

請求人の主張

本件贈与により「受けた利益」の額は、本件各土地の平成13年度固定資産税評価額から算出される実勢価格または請求人が依頼した不動産業者による査定額に基づいて計算すべきである。

また、原処分庁が判断する請求人の「受けた利益」の額は不相当に高額であるため違法であり、審判所で不動産鑑定士に

よる本件各土地の鑑定評価を実施して、その鑑定評価額を超える部分を取り消すべきである。

原処分庁の主張

本件贈与時の本件各土地の時価として、評価通達に定められた固定資産税評価を基準とする算定額は相当で、請求人は倍率方式による算定額は相当でないとする具体的な法的根拠を示していない。

審判所の判断

本件贈与は無償譲渡等の処分に該当し、本件告知処分の時点で本件滞納国税につき徴収不足が認められ、当該徴収不足は本件贈与に基因すると認められる。本件贈与は本件滞納国税の法定納期限の1年前の日以後に行われているから、徴収法39条に規定する第二次納税義務の成立要件も満たしている。したがって、請求人には本件贈与により、徴収法39条に規定する本件滞納国税の第二次納税義務が成立する。

徴収法39条に規定する「受けた利益」の額の算定に当たっては、徴収法および国税徴収法基本通達に定めがないものの、徴基通98条関係2(公売財産の評価)に定める公売財産の評価に準じて算定するのが相当である。このため、本件各土地については、それぞれの特性に応じ、取引事例比較法、収益還元法、原価法その他の評価方法を適切に用いて、本件各土地の価格を形成する要因を適切に考慮して時価に相当する価額を求めることになり、また、本件各土地が農地(田)であり、一般的な評価方法が確立している財産であることに照らし、当審判所で本件各土地の本件贈与時点における時価に相当する価額を求めるため、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼した。この鑑定評価に不合理な点はなく、同評価による鑑定評価額が本件贈与時における本件各土地の時価であると認められるが、原処分庁の主張額は同鑑定評価による金額の範囲内であるから取り消すべき部分はなく適法である。

注目の二冊

改正税法のすべて

(令和8年版)

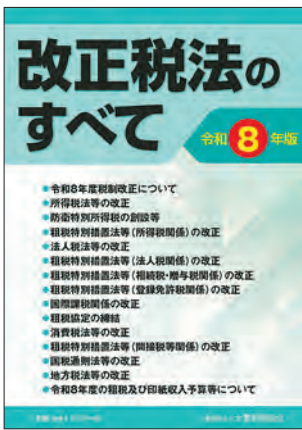
大蔵財務協会 編

令和8年度の国税・地方税の改正項目のすべてについて、改正の趣旨、背景等を含めて詳しく解説した実務家必携の書。

所得税関係では基礎控除の引上げ及び基礎控除の特例の見直し、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の特例の創設、基礎控除等の見直しに伴う所要の措置などを、法人税関係では中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例、特定生産性向上設備等投資促進税制(大胆な投資促進税制)(創設)、試験研究を行った場合の特別税額控除制度(研究開発税制)などを、国際課税関係ではグローバル・ミニマム課税への対応などを、相続税・贈与税関係では教育資金の一括贈与と非課税措置の見直し、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例の個人事業承継計画の提出期限の延長などを盛り込む。

「改正事項と適用時期一覧表」を別冊の特別付録として、読者の利用の便に供した。税理士会・法人会等各種研修会でのテキストとしても最適。

B5判、1144ページ。定価4950円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。



暑中お見舞い申し上げます



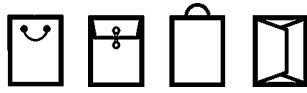
(順不同)

有限会社 共栄発送

代表取締役 小澤 利夫

〒354-0017 埼玉県富士見市針ヶ谷二丁目二三番一号

電話 〇四九-二五三-六五二二
FAX 〇四九-二五三-六五五二

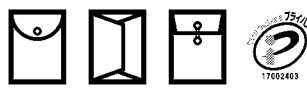


包むをカタチに

NITTA

株式会社 新田

本社：〒162-0801 東京都新宿区山吹町343
TEL: 03-3269-3221 FAX: 03-3235-3776



http://www.nitta-net.co.jp

株式会社 光和コンピューター

代表取締役 寺川 光男

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三-1-1
岩本町東洋ビル

電話 〇三一-三八六-一九八一
FAX 〇三一-三八六-一九二二

株式会社 フォレスト

代表取締役 茂木 徳久

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋四-1-13

電話 〇三一-三二六-五五七七(代)
FAX 〇三一-五二一-〇一七〇五七

悩める税理士事務所

所長・職員のための

生成AI超入門

■税理士 加藤 博己

5

税理士業界にとって、毎年の「税制改正」への対応は避けて通れない仕事の一つです。12月に公表される税制改正大綱に始まり、国税庁から出てくるパンフレットや各省庁から公表される資料など、目を通さなければならぬ資料がいつも山積みになっているのではないのでしょうか。

こうした大量の資料を効率よく処理するためのポイントは、細部をいきなり読み込むのではなく、まずは「大枠をつかむ」ことです。

ここで「じゃあ、AIに改正資料を丸ごと渡して『まとめて』と頼めばいいのでは?」と思うかもしれませんが、しかし、これには注意が必要です。実は、一般的なAIに質問すると、もっともらしい「嘘」を平気で回答してしまうことがあります。専門用語でハルシネーションと言いますが、税務の仕事でAIに嘘をつかれてはたまったものではありません。

「読むのが大変な資料」はAIに読んでもらおう

資料の大枠をサクッと掴むコツ

そこで、この「嘘をつくりスク」をできるだけ回避しながら、私たちの下調べを手伝ってくれるのが、Googleが提供しているGemini Notebook(旧NotebookLM)です。

使い方はとてもシンプル。ツール内に「ソース」という、資料置き場のような場所があります。ここに、国税庁などのホームページからダウンロードした信頼できるPDF資料等をそのままアップロードします。

あとは、画面中央のチャット欄で「税制改正のポイントをもとに簡潔にまとめて」と頼むだけ。あるいは、「今回の改正で、〇〇業の顧問先に影響するポイントはどこ?」と、気になる点について直接質問を投げかけることもできます。Gemini Notebookはアップロードした資料に基づいて回答してくれるため、嘘をつく確率をグッと下げることができます。

さらにお勧めしたいのが、「スライド資料」という機能です。画面内の「スライド資料」ボタンを押すだけで、要点を整理したスライドにまとめてくれます。全体像を把握して、詳しく確認すべき部分だけ元の資料に目を通せば、読む時間を大幅に短縮できます。

「読むべき資料が多すぎる」と感じたら、すべてを自分で読もうとせず、優秀なアシスタントであるAIに「下読み」を任せてみてはいかがでしょうか。

税務調査と

真実

17

■井東 圭

■先生と呼ばれた男(17)

喫茶『あすなろ』に来たおばさんは、いつものように爺の前に立ち真っすぐお辞儀をしてから、良ちゃん、こんにちは、と微笑んだ。子供の私は、こんなにちは、と言うとミルクセーキを飲み、ホットドッグを食べ続けた。

おばさんは、やってきたウエートレスにコーヒーを頼むと、いつものように爺の前に腰掛け、「葬儀の折には、過分なお心遣いを賜り、どうもありがとうございました。」と頭を下げた。

「ご丁寧に」爺も頭を下げると、「こちらこそ悟さんのお母様の葬儀だというのに不義理をしてしまい、申し訳ない限りですわ。少しは落ち着かれたかな」「お陰様で。今ごろ義母も向こうで息子に会えて、さぞや喜んでいることでしょう。これで私も主人にどうにか顔向けできます」

「久恵さん、顔向けどころか、胸張って会えるわ。終戦から早いもんで25年、ようやくまでやってこられた」

「これも杉江さんのお陰です」

「わっちゃんぞは、何もしたらんわ」「いえ、本当です。どれだけ感謝しても、しきれません。義母も生前よく言っておりました」

爺は顔の前でひらひらと手を振ると、「あの戦争で、ご主人の悟さんがおいでなかったら、わっちはとうに死んでしまったわ。わっちにとつてご主人は、恩人。かけがえのない――」

不意に爺は口を閉ざし、タバコを手にすると、火を点けた。顔を曇めながら胸いっぱい吸い込むと、ゆっくり長い煙を吐いた。

充滿する煙を打ち消すかのように、おばさんが少し華やいた声で言った。「昨晚、忠から電話があり、杉江さんにお会いすると話したら、くれぐれもよろしくお伝えくださいと申しとおりました」

爺は嬉しそうに頷くと、「忠君、東京で元気にやっておいでかね」

忠とは、おばさんの子供だ。何度か話に出てくるが、会ったことはない。でも忠は子供の私が大好きだった、キックボクサーで、真空飛び膝蹴りを必殺技にする、『キックの鬼』の沢村忠と同じ名だから、忘れっこない。

子供の私の耳が、ダンボになる。「早いもので、大学を卒業し就職して5年。所帯を持って3年になります。息子の嫁が、よかったら、東京で一緒に暮らさないと云っててくれるんです。杉江さんどう思われますか」「所詮、他人同士。息子さんは別としても、一緒に暮らせば窮屈で、嫁姑の問題も起こるかも知れん。

ただ、久恵さんは、腎臓が悪かつ久恵はコクリと頷いてみせた。「それを考えると、この先無理もできんわ。やで、一緒に暮らすかええんやないかな。何かスッキリせんかね?」おばさんは首を横に振ると、目に涙を浮かべた。

「甘えていいんでしょかね」「何が甘えやね。これまでがんばってみえたんやで、胸張って、堂々と新しいスタートを切ればええかね」

「ありがとうございます」「引越すとなれば、いつぐらいいなりそうやね」

「息子夫婦は、私のペースでよいが、早ければ早いに越したことはないから云っててくれるんですが……」

「大したもんや、忠君もお嫁さんも」おばさんはもう一度頭を下げた。

「じゃあ、これは餞別やで」

爺はそう言うつと内ポケットから封筒を取り出し、窓際のテーブルの隅に置いて、おばさんの方に押しやった。

「もう十分過ぎるほど、杉江さんにはしていただきました。主人も感謝しておりますわ。ですから、これはいただくわけには――」

爺は少し声を細めると、「それは、それやわ。これは餞別やわ。やで、引越しの足しにしてちょ」

子供の私がストローで飲んでいたミルクセーキが底をつき、「ズ、ズ、ズ」と場違いな大きな音を立てた。

「坊、ええ時間やで、そろそろ帰るまいか。その前に、トイレ行って来いや」子供の私は、席を立つと、行き慣れたトイレに、ひとり向かった。

TAX

ナンバー

プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6年分の贈与税申告において、相続時精算課税を適用した申告人員の対前年比の増加割合になります。

答え=

A

B

.

C

%増

ナンプレの予想難易度：9

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。

パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 8月9日(日)

前回の答え

9

5

1

2

 件

	3		2		6	4
				7	8	9
	9	1			6	8
3			B		A	
		5			9	
			C			8
6		4	8		1	2
	2		6	5		
7		3		9		6

SHIKOKU KATSUYAMA DOGO

道

BEER

後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

なんでも相談していただける
金融機関を目指してまいります

いちい

信用金庫

本店／一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586)75-6201

